

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

条例名	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例		
条例番号	昭和32年神奈川県条例第55号	法規集	第2編第4章第2節
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要	地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項及び地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、現業職員の給与の種類及び基準を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項及び地方公営企業法第38条第4項の規定により、現業職員の給与の種類及び基準は、条例で定めるものとされており、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	現業職員の給与の額、初任給、昇給等について、現業職員以外の県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮して定めることとしており、適正である。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	現業職員の給与の種類を明確かつ限定期に定めている。また、現業職員の給与の額等については、現業職員以外の県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮し、適宜見直しており効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公営企業等の労働関係に関する法律等の規定に基づき、現業職員の給与について必要な事項を定めたものである。 また、職員給与の適正な管理に取り組んでいるところであり、「行政システム改革基本方針」の考え方方に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公営企業等の労働関係に関する法律等の規定に基づき、現業職員の給与について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特記事項 現業職員の給与については、平成20年3月に策定した「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づき、県民の理解を得られる適正なものとなるよう見直しを実施する。
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 無